

## 神奈川県水道事業広域連携調整会議設置要綱の改正について

### 1 改正内容

#### (1) 議事録の公開

- 令和5年3月に「神奈川県水道広域化推進プラン」が策定されたことから、議事録を非公開とする取扱を見直す。
  - ・ 議事録を、会議の終了後に公開することとした。(要綱第5条第5項)

#### (2) その他（組織体制の変更等）

- 令和5年度は、県健康医療局所管の「水道ビジョン」改定が審議の中心になるため、会議の組織体制を見直す。
  - ・ 会議に副会長（県健康医療局生活衛生部長）を置き、会議の主たる審議事項が「水道ビジョン」に関する場合は、会長の職務を代理できるようにした。  
(要綱第4条第2項、第3項、要綱第5条第6項)
  - ・ 幹事会に副幹事長（県健康医療局生活衛生部水道事業調整担当課長）を置き、幹事会の主たる審議事項が「水道ビジョン」に関する場合は、幹事長の職務を代理できるようにした。  
(要綱第6条第3項、第4項)
  - ・ 事務局の事務は、県政策局政策部土地水資源対策課水政室及び県健康医療局生活衛生部生活衛生課が連携して担うこととした。  
(要綱第7条第2項)

### 2 施行期日

令和5年 月 日 （※承認された場合、書面開催日を施行日とする。）